



先生の事務所・顧問先は大丈夫？ 知らなかったでは済まされない

# パワハラ防止対策 & よくある労務トラブルセミナー



令和4年4月1日より「改正 労働施策総合推進法(通称パワハラ防止法)」が中小企業に対しても義務化となりました。  
対策を怠った場合、中小企業の事業主は損害賠償責任を問われる可能性があります。  
パワーハラスメントは意外と身近に発生しており、どの企業も早急に対応が必要です。  
税理士が知っておくべき、よくある労務トラブル事例を加えて解説します。

- ・2022年4月完全義務化の「パワハラ防止法」の内容
- ・法制化に対して行う具体的な4つのこと
- ・パワハラ？パワハラでない？3つのターニングポイント

- ・テレワーク下のよくある労務トラブル
- ・今年から時効3年目に突入。残業代未払い問題
- ・問題社員に対するアプローチと解雇リスク

## 会場開催

【日時】 令和4年12月1日(木)  
13:30~16:30

【場所】 京都税理士会館3階 京税ホール

【講師】 社会保険労務士 榎本 あつし 先生

【受講費用】 組合員・賛助会員の先生・その職員……………2,000円  
上記以外の先生・その職員 ……………4,000円

\*筆記具等をご持参ください \*必要な方は研修受講カードをご持参ください

☆現在お申込み受付中です！ 申込期限:11月30日(水)15時☆

※お席確保のため、事前申込の無い方が当日お越し頂いた場合、入場をお断りさせていただきます。

※今後の新型コロナウイルスの状況により変更となる可能性がございます。  
また、密な状況を避けるため受講人数を制限させていただきます。

## オンデマンド配信

配信期間: 12月6日 ~ 1月6日(予定)

申込受付期間: 12月6日13時~12月23日17時(予定)

※オンデマンド受講の場合も必ず申込期間内にお申込み手続きが必要です。

※回線、機材トラブルにより、急遽配信中止となる場合がございます。予めご了承ください。

お申込みは組合ホームページの講座案内よりお願いいたします。

<https://kyozei.or.jp/course>

